

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 3 1 日

各地方整備局 技術管理課長 殿
北海道開発局 技術管理課長補佐 殿
内閣府沖縄総合事務局 技術管理課長 殿

国土交通省 大臣官房技術調査課 工事監視官

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」に係る
説明会関係資料の HP 公開について

令和 8 年 3 月 16 日から 18 日にかけて「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和 8 年 2 月 1 0 日付け事務連絡、国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長）に係わる説明会が開催され、説明資料、説明動画、建設業 Q&A が令和 8 年 3 月 3 0 日に HP で公開されました。貴職におかれましては、受発注者に周知をお願いいたします。

なお、改正法は従前の取扱いを変更するものではありません。

特に個人事業主による自家用ダンプカーの利用が多い建設現場等につきましては、建設工事を行っている会社との労働契約は口頭で行っていることがあるが、今後は書面による確認に努めるものとする。

記

1. 物流・自動車局貨物流通事業課 HP

「トラック適正化二法について」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000019.html

2. 不動産・建設経済局建設業課 HP

「建設現場等で使用する自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tkl_000001_00055.html

労働契約

○関連法令：労働契約法 第 4 条（労働契約の内容の理解の促進）

第 4 条 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。

2 労働者及び使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。